

② 意識調査の集計表

【参考資料②】 意識調査の集計表

Q1 所属事務所

7 郡部	イ 市部	ウ 町村	NA
	199	505	8
	28%	71%	1%

Q2 担当職員数

職員数	0~5人	6~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人~
	282	199	115	79	29	2
%	39.6%	27.9%	16.1%	11.1%	4.1%	0.3%

Q3 回答者の属性

性別	男	女	NA
	582	113	18
%	81.6%	15.8%	2.5%

Q4 経験年数

年齢	7 20代	イ 30代	ウ 40代	エ 50以上	NA
N	115	283	194	115	4
%	16.1%	39.7%	27.2%	16.1%	0.6%

	1年未満	2年未満	2年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	NA
相対度数	13 2%	57 8%	418 59%	152 21%	67 9%	6 1%

Q5 資格

7 社会福祉士	イ 社会福祉士	ウ 介護福祉士	エ 精神保健福祉士	オ 保健師	カ 保育士	キ ケアマネ	ク その他	ケ なし
569	38	4	5	1	10	30	13	126
79.8%	5.3%	0.6%	0.7%	0.1%	1.4%	4.2%	1.8%	17.7%

Q20 担当ケース数

	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他
全平均	73.0	34.0	6.3	8.6	17.8	6.9
郡部(平均)	52.5	25.6	3.4	6.1	11.9	4.5
市部(平均)	74.7	33.6	6.7	8.6	18.2	6.9

●郡部、市部、町村別

	~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~80	81~90	91~100	101以上	total
全体	n 56	39	53	74	77	107	101	75	83	665
	% 8%	6%	8%	11%	12%	16%	15%	11%	12%	
郡部	n 31	16	27	32	34	23	14	4	4	185
	% 17%	9%	15%	17%	18%	12%	8%	2%	2%	
市部	n 23	23	26	41	41	84	85	71	79	473
	% 5%	5%	5%	9%	9%	18%	18%	15%	17%	
町村部	n 1	0	0	1	2	0	2	0	0	6
	% 17%	0%	0%	17%	33%	0%	33%	0%	0%	

Q6 最も時間をさく業務

	1 相談申請受理	2 新規調査	3 保護決定	4 家庭訪問	5 機関調査	6 サービス調整	7 保護変更	8 その他	NA	total
全体	107 15.0%	68 9.5%	37 5.2%	303 42.5%	8 1.1%	26 3.6%	87 12.2%	73 10.2%	4 0.6%	713 100%

●担当ケース数別 有意な関連あり(カイ二乗検定 5%水準)

	1 相談申請受理	2 新規調査	3 保護決定	4 家庭訪問	5 機関調査	6 サービス調整	7 保護変更	8 その他	total
少(50未満)	15.1%	8.2%	4.8%	49.3%	0.7%	5.5%	6.8%	9.6%	100.0%
やや少(50-70未満)	17.9%	9.3%	4.0%	47.7%	2.0%	5.3%	7.3%	6.6%	100.0%
やや多(70-90未満)	15.5%	11.6%	6.3%	43.0%	0.5%	1.4%	12.6%	9.2%	100.0%
多(90以上)	9.6%	10.8%	5.1%	35.7%	1.3%	3.8%	23.6%	10.2%	100.0%

	1 相談申請受理	2 新規調査	3 保護決定	4 家庭訪問	5 機関調査	6 サービス調整	7 保護変更	8 その他	total
少(50未満)	22	12	7	72	1	8	10	14	146
やや少(50-70未満)	27	14	6	72	3	8	11	10	151
やや多(70-90未満)	32	24	13	89	1	3	26	19	207
多(90以上)	15	17	8	56	2	6	37	16	157

Q7 Q6(最も時間を割く業務)の理由 (複数回答:2つまで)

	7 処理件数が多い	イ 個々のケース複雑	ウ 調査先機関が多い	エ サービス調整機関連が多い	オ 作成書類が多い	カ その他	total 対象者数	total 延べ回答数
全体	356	460	38	42	165	73	709	1134
業務別	138	229	7	19	36	38	307	467
	64	79	1	3	21	11	109	179
	66	36	2	2	41	2	87	149

●最長業務の種類別 (回答者に対する割合)

	7 処理件数が多い	イ 個々のケース複雑	ウ 調査先機関が多い	エ サービス調整機関連が多い	オ 作成書類が多い	カ その他
全体	50.2%	64.9%	5.4%	5.9%	23.3%	10.3%
業務別	45.0%	74.6%	2.3%	6.2%	11.7%	12.4%
	58.7%	72.5%	0.9%	2.8%	19.3%	10.1%
	75.9%	41.4%	2.3%	2.3%	47.1%	2.3%

Q8 業務負担感

	1 非常に負担	2 多少負担	3 それ程でもない	4 負担ない	NA	total
全体	265	340	73	19	27	713
	37.2%	47.7%	10.2%	2.7%	3.8%	100.0%

●担当ケース数別 有意な関連あり(カイ二乗検定 1%水準)

	1 非常に負担	2 多少負担	3 それ程でもない	4 負担ない	total
少(50未満)	36	82	22	6	146
やや少(50-70未満)	58	73	16	1	148
やや多(70-90未満)	84	98	16	7	205
多(90以上)	70	68	12	2	152

N	1 非常に負担	2 多少負担	3 それ程でもない	4 負担ない
全体	651	49.3%	10.1%	2.5%
50未満	146	24.7%	15.1%	4.1%
50-70未満	148	39.2%	10.8%	0.7%
70-90未満	205	41.0%	7.8%	3.4%
90以上	152	46.1%	7.9%	1.3%

Q9 Q8(業務負担感)の理由(2つまで)

	ア 相談援助の専門性不足	イ ケース複雑	ウ 適切なスーパーバイズなし	エ 十分な時間かけられない	オ 全体の業務量多すぎ	カ 業務が自分に不向	キ その他	total 回答人数	total 延べ回答数
全員(負担感 1~3)	162	443	43	183	319	46	55	678	1251
「非常に」	43	171	15	59	158	34	25	265	505
「多少」	94	231	20	99	143	10	21	340	618
「それ程でも」	24	39	8	22	16	2	8	73	119

●担当ケース数別 有意な関連あり(カイ二乗検定 1%水準)

担当ケース数	ア 相談援助の専門性不足	イ ケース複雑	ウ 適切なスーパーバイズなし	エ 十分な時間かけられない	オ 全体の業務量多すぎ	カ 業務が自分に不向	キ その他	total 回答人数	total 延べ回答数
全体	156	415	40	172	300	42	27	665	1152
少(50未満)	54	101	13	36	29	6	8	148	247
やや少(50-70未満)	40	107	11	29	62	14	3	151	266
やや多(70-90未満)	42	126	11	48	109	15	4	208	355
多(90以上)	20	81	5	59	100	7	12	158	284

ケース数	ア 相談援助の専門性不足	イ ケース複雑	ウ 適切なスーパーバイズなし	エ 十分な時間かけられない	オ 全体の業務量多すぎ	カ 業務が自分に不向	キ その他
全員	23.5%	62.4%	6.0%	25.9%	45.1%	6.3%	4.1%
50未満	36.5%	68.2%	8.8%	24.3%	19.6%	4.1%	5.4%
50-70未満	26.5%	70.9%	7.3%	19.2%	41.1%	9.3%	2.0%
70-90未満	20.2%	60.6%	5.3%	23.1%	52.4%	7.2%	1.9%
90以上	12.7%	51.3%	3.2%	37.3%	63.3%	4.4%	7.6%

Q10 異動の希望

	1 強く思う	2 多少思う	3 それほど 思わない	4 ほとんど思わない	NA	total
全体	305 43%	239 34%	114 16%	41 6%	14 2%	713 100%

Q11 自立助長のための援助業務の自己評価

	1 十分実施	2 まあまあ	3 あまり	4 まったく不十分	NA	total
全体	23 3.2%	280 39.3%	349 48.9%	56 7.9%	5 0.7%	713 100.0%

● 経験年数別

関連なし(カイニ乗検定 5%水準)

経験	1 十分実施	2 まあまあ	3 あまり	4 まったく不十分	総計	n
2 年未満	5.3%	40.0%	49.3%	5.3%	100.0%	75
2 年以上 5 年未満	3.6%	39.2%	50.7%	6.5%	100.0%	416
5 年以上 10 年未満	2.0%	35.8%	48.3%	13.9%	100.0%	151
10 年以上	1.5%	50.0%	42.4%	6.1%	100.0%	66

● 資格別

関連なし(カイニ乗検定 5%水準)

資格	1 十分実施	2 まあまあ	3 あまり	4 まったく不十分	総計	n
なし	3.2%	38.4%	46.4%	12.0%	100.0%	126
主事	3.0%	40.9%	49.5%	6.6%	100.0%	569
福祉士	5.3%	21.1%	60.5%	13.2%	100.0%	38

●担当ケース数別 関連あり(カイ二乗検定 1%水準)

ケース数	1 十分実施	2 まあまあ	3 あまり	4 まったく不十分	総計	n
少(50未満)	5.5%	57.5%	32.9%	4.1%	100.0%	146
やや少(50-70未満)	4.7%	44.0%	45.3%	6.0%	100.0%	150
やや多(70-90未満)	1.4%	38.9%	51.9%	7.7%	100.0%	208
多(90以上)	2.5%	19.7%	65.0%	12.7%	100.0%	157

Q12 Q11(自立助長の援助が不十分という自己評価)の理由

	1 強く思う	2 割と思う	3 あまり思わない	4 ほとんど思わない	NA	n
ア 担当数多く十分なかかわりもせず	172 42%	171 42%	42 10%	10 2%	10 2%	405
イ 各ケースの援助方針が不明確	20 5%	117 29%	200 49%	48 12%	20 5%	405
ウ 相談援助の専門知識技術が不足	78 19%	184 45%	116 29%	11 3%	16 4%	405
エ 他のCWもこの程度	19 5%	127 31%	172 42%	63 16%	24 6%	405
オ その他	103 25%					405

●担当ケース数別

Q12_ア 担当数多く十分なかかわりもせず

	n	yes	no
全体	368	86.7%	13.3%
50未満	50	42.0%	58.0%
50-70未満	76	82.9%	17.1%
70-90未満	121	95.9%	4.1%
90以上	121	98.3%	1.7%

Q12_イ 各ケースの援助方針が不明確

	n	yes	no
全体	359	35.4%	64.6%
50未満	50	30.0%	70.0%
50-70未満	75	38.7%	61.3%
70-90未満	119	26.9%	73.1%
90以上	115	44.3%	55.7%

●「その他」の理由(自由記入:抜粋)

要因	
業務体制	兼務のため時間取れない 関係機関とのネットワーク不足 自立助長に関するCWの権限弱い
制度	制度の網からもれるケース
地域基盤	地域における就労先の確保困難 精神・痴呆への社会的援助不足
ケース性質	複雑ケースの増加 ケースの自立の能力・意志に問題

Q13 委託の検討可能性がある業務 (すべて選択)

	1 相談申請受理	2 新規調査	3 保護決定	4 家庭訪問	5 機関調査	6 サービス調整	7 保護変更	8 委託可能	NA	total
全体	176 25%	168 24%	53 7%	177 25%	284 40%	233 33%	85 12%	272 38%	11 2%	713 100%

●委託可能な業務の組み合わせ

1 相談申請受理	2 新規調査	3 保護決定	4 家庭訪問	5 機関調査	6 サービス調整	7 保護変更	委託可能業務(番号)	回答者数	全回答者(N=713)に対する割合	何らかの委託可とする人(n=430)に対する割合
				●	●		5,6	171	24.0%	39.8%
●	●			●			2,5	125	17.5%	29.1%
			●	●			4,5	122	17.1%	28.4%
●	●	●	●	●	●		1,2,4,5,6	66	9.3%	15.3%
●	●	●	●	●	●	●	全部	46	6.5%	10.7%

Q14 委託先の想定

	7 社会 福祉協議 会	イ 社会 福祉法 人	ウ 民 間非営 利団体	エ 医療 法人	オ 民間 企業	カ 独立 開業の 相談援 助職	キ 分か らない	ク その他	total	n=「委託 可」
ひとつでも委託可を選んだ人	56%	46%	22%	17%	21%	30%	20%	7%	100%	430
相談申請受理	60%	48%	24%	16%	24%	37%	19%	7%	100%	176
新規調査	58%	46%	26%	17%	28%	27%	18%	6%	100%	168
保護決定	62%	57%	32%	28%	40%	32%	17%	23%	100%	53
家庭訪問	67%	58%	28%	22%	23%	33%	12%	11%	100%	177
機関調査	53%	48%	23%	19%	24%	29%	20%	5%	100%	284
サーベイス調整	60%	56%	24%	23%	21%	32%	14%	5%	100%	233
保護変更	55%	46%	24%	18%	31%	26%	24%	8%	100%	85

●委託先「その他」の記述（抜粋）

タイプ	住民・コミュニティ資 源活用型	民生委員
タイプ1		
タイプ2	準公的機関型	外郭団体、市が100%出資する会社 嘱託員を福祉事務所に置く 単純で事務量の多いものは、特別な資格はらない
タイプ3	相談援助専門職型	社会福祉士会、福祉専門職を採用した法人 介護ケアマネジャーを含む介護事業所
タイプ4	就労支援・経験者 型	公共職業安定所、職安OB 福祉事務所職員OB 社会保険労務士
タイプ5	調査機関型	社会保険庁など国の機関を民営化し、そこに委託 探偵 警察、警察OB

Q16 委託の利点、問題点

Q16-1 サービスの質

利点	1 そう思う	2 まあまあ思う	3 あまり思わない	4 ほとんど思わない	NA	total	n=「委託不可」以外
ア 制度が身近になる	9%	21%	40%	29%	2%	100%	441
イ 専門的知識・技術による支援が充実	36%	40%	18%	5%	1%	100%	441
ウ 継続的支援体制が充実	25%	46%	21%	6%	2%	100%	441
エ 福祉事務所と関係機関との連携促進	20%	42%	25%	11%	2%	100%	441
オ その他の利点	15%						
カ 利点なし	5%						

問題点	1 そう思う	2 まあまあ思う	3 あまり思わない	4 ほとんど思わない	NA	total	n=「委託不可」以外
キ 制度が悪用	16%	32%	41%	10%	1%	100%	441
ク ケースのプライバシー侵害	21%	41%	29%	9%	0%	100%	441
ケ 事務所の相談援助機能が低下	10%	24%	50%	15%	1%	100%	441
コ その他の問題点	14%						441

Q16-2 業務効率

利点

	1 そう思う	2 まあまあ思う	3 あまり思わない	4 ほとんど思わない	NA	total	n = 「委託不可」以外
ア 業務習熟の費用節約	30%	34%	28%	7%	1%	100%	441
イ 業務限定による事務所の業務速度向上	31%	45%	19%	4%	1%	100%	441
ウ 安い or 同じ費用で支援数増加	15%	35%	38%	10%	1%	100%	441
エ その他	6%						

問題点

	1 そう思う	2 まあまあ思う	3 あまり思わない	4 ほとんど思わない	NA	total	n = 「委託不可」以外
カ 事務所の人員減で負担かわらず	28%	32%	31%	7%	2%	100%	441
キ 連絡調整に手間どりが迅速な対応困難	11%	28%	49%	9%	2%	100%	441
ク その他	5%						

③ 自由回答一覽

③自由回答一覧

(1) 委託不可の自由記載

1	プライバシーの保護が難しくなる。サービスの低下を招くのではないか。制度の性質上、民間で行うべきものではなく、行政が一定ラインを保つべき。
2	生活保護制度の理念や趣旨、個人情報の保護などの観点から国や法廷委託された地方公共団体が、調査から決定、支出までの全ての業務を直接行うべき。
3	個々のプライバシー保護のため行政が独自で行うべきだと考える。
4	国が全て行うべきである。
5	民間委託することでケースワークの時間ができることで自立支援業務等に強く力を入れることができる利点はあるものの、生活保護業務は全体の流れを周知してこそ実態に即した処遇ができると考えるため、民間委託のできる業務はないと考える。特に私どもの市の規模であれば尚更である。
6	プライバシー及び秘密保持に問題がある。行政機関として、他機関からの情報を得るのに、限界がある。法による強制力が発揮されるか疑問をもつ。
7	ケースのプライバシーが守られるか不安である。
8	ある程度ケースを理解していないと困難である。 委託した場合でも、ケースワーカーがチェックしなければならないと思われる。
9	業務の一部を民間委託したとしても、結局福祉事務所間での調整が必要であり、意味があるようには思われない。業務全体を委託するのであれば意味があるかも。
10	個人情報の保護が確約されにくい。
11	守秘義務、ケースバイケースによる指導、指示利潤追求でない。
12	貧困者の生活、生命、プライバシーを守る仕事は公務として行なうべきものであり、安易に外部委託すべきものではないと考える。医療券の作成、発送など委託できそうなものもあるが、これにしても内部で臨時職員にやってもらえばいいことである。外部委託の主要な目的が経費節減であるなら、これは考え違いである。
13	公的社会保障制度であるが、適用にあたり公平性、平等性を欠き、営利目的の業務が生じるかもしれない。
14	被保護者との密接な関係が築けず、信頼が得にくくなる。一番大きいのはプライバシーの問題。要保護者、被保護者の情報を複数の機関で共有することで、情報が漏れやすくなる。また、この問題はこちらの窓口へ、その問題はあちらの窓口へと相談窓口が増えると分かりにくく、分割した業務を行う機関同士の連携がうまくいかないと、相手方に不都合が生じやすい。
15	いわゆるケースワークとデスクワークは不可分の関係にあるため、業務の一部委託をすることは、保護の適正な決定、実施に支障が生じる恐れがある。
16	プライバシーの観点から。処遇困難ケースは結果的に福祉事務所で対応することになる。
17	保護業務すべてを委託した場合、悪用されやすくなると思われる。業務の一部を切り離した場合、それぞれのケースの把握が難しくなり、対応が遅れがちになる。
18	保護の決定とケースワークは最終的には不可分なものであると思われ、一部のみを外部委託するのは難しいと考える。可能であるとすれば医療券の発行、レセプト点検などある程度形式的な事務のみではないか。また、プライバシーの保護の観点からも問題があるように思われる。
19	生活保護は、世帯の全部を把握していないと、適切な支援が出来ないと考える。(レセプト点検等は委託可能では?)
20	プライバシー保護。
21	国が保障している制度上、国が責任を持って実施すべき。
22	プライバシーに関する侵害の恐れが高い。また継続的な支援に支障をきたすと思われる。

23	ケースワークを外部委託すれば、福祉事務所は単なる事務処理機関となってしまう、市民の生活問題が見えなくなる。扶助制度である生活保護には、外部委託はなじまない。
24	例え委託契約をしっかりと結ぶにしても、個人情報に他に知られることに疑問を感じる。
25	委託により、自立へ向けての支援体制が現在とそう変わるものとは思えないので、扶助費減につながると思えず、また財政難のときに委託料が増えることもどうかと思う。また、当市では、経験年数の長いケースワーカーが配置されている点で、効率よく業務が遂行されているほうだと思われるので、委託の必要はないと思う。業務を分けて行うことも、自立に結びつきにくいと考える。
26	守秘義務遵守の不安、安易に保護が適用されるおそれがある。
27	単に金銭的援助を行うだけの制度であればよいが、自立指導などの生活改善に向けたケースワークを行う上では、相談から保護の決定に至るまで福祉事務所が関わることが望ましい。
28	個人のデータ、プライバシー、生活まで入り込んでいく仕事であり、外部委託は被保護者との関係構築を難しくさせる。
29	業務間に密接な関係があり、一部の業務のみの委託は困難。委託先との連絡調整に手間を要するのではないかと。 ケースの数が多い場合は委託効果があるが、120ケース程度の当事務所では委託することによるメリットは特になく思われる。
30	現行制度上、民間委託可能とは思えない。委託を検討する前に、保護制度の改革が必要と思う。
31	被保護者100人いれば抱える問題は100様であり、外部に委託できると思う項目が思いつかない。
32	国の制度であり、自治体職員の責任のもと行われるべき。
33	個人情報が心配。
34	窓口等の増加により対応に差が生じる。プライバシーの侵害が懸念される。
35	生活保護法第1条では、最低生活保障と自立助長をうたっているが、保護世帯の全体的な把握なくしては両方の目的を達成することはできない。外部委託する業務がでてくることで、世帯把握の機会を取り落とす可能性がある。また外部委託することで、情報の集約、方針の決定、処遇により多くの時間を要する。
36	一部、単純な保護変更であれば委託できると思うが、基本的に保護業務は一体不可分のものとする。例えば、タクシー移送費を一つ取ってみても、その支給には総合的判断が必要であり、単に支給項目があるということで支給していない。(実務上は)実際のADL、支給保護費額、生活態度、療養態度、通院頻度や通院費用、陳情の頻度等々を総合的に判断して初めて支給の可否を決定している。ケースワーカーの指導は、法的に根拠がないと言っても良い。それを支えているのは担当ワーカーがその世帯に対してある程度の裁量を任されているという背景である
37	ケースのプライバシーが漏洩されやすくなる。相談援助機能が低下する。職員の人数が減少し、担当職員の負担が増える。
38	生活保護そのものが個人情報のかたまりであり、委託された場合に守秘義務等、個人情報の保護について疑問を感じる。悪用される可能性が十分ある。
39	すべての業務に個人情報が関わっており、プライバシーの保護は外部委託の場合、100%守られないと考えられること。外部委託の場合、個々のケースの情報よりも、経費を考えた合理性のほうが重視されると思われる。
40	被保護者の立場から考えると、資産や親族などかなりプライバシーが係わってくるため、公的機関がすべき業務であると思う。(ただ、業務量については一考してほしい)
41	福祉事務所に対する相談者や被保護者の信頼性が失われる。ケースのプライバシーが侵害されやすくなる。
42	個人情報の塊である。被保護者は自分の情報を役所職員以外に知られたくないのではないかと。
43	問いにある業務については、法に基づき現業員が直接行うべきものであり、例えば法制度が変更となり可能となったとしても、一連性がなくなり、生保ケースワーカーが一括把握管理できなくなるため

44	プライバシーの問題。民ではなく官で行うべき。
45	職員配置数、担当ケース数によっては、外部委託等の可能性を考える余地はあるのではと思うが、当所では規模が小さいこともあり、外部委託を考える必要なしと思われる。ケースワーカー業務の「一部のみ」を委託するのは各ケースの日常生活全体を適切に把握し、処遇を向上させる意味からも、利点のみならず、デメリットも相当あるのではないかと思う。
46	公務性が高い。
47	保護行政の高度なプライバシーを伴う仕事にて、一連の流れの中でのケースワークである。
48	個人情報を守るため。
49	現行法では、事務所の裁量に任される部分が多いため、委託先では迅速な判断ができない。様々な団体、個人からの圧力があり、中立を保つのが困難。金銭を扱い、個人の利害に直接反映し、より厳格な監査が必要とされる。病院、勤務先、関係官庁などとのつながりが極めて重要だから。 →これらの問題が法改正によりクリアされれば、民間委託も可能だが、無理だと思う。
50	どの業務内容をとっても、事務的に処理できる内容ではないと判断するため。（過去の生活、職歴等から申請直前までの経過、言語で表現されない心理的なものを把握しないといけない。）親族との関係、医療機関担当者（医師はもちろんのこと）の意見等、いろいろな情報を集約して全体像を捉えることができるようになる。
51	個人情報の保護。ケース状況の把握のためには、一連の業務を福祉事務所で行う必要がある。
52	現行のシステムの中でのアウトリーシングについては介護保険上のケアマネージャーとの関係がわかりやすいと思う。しかし、この場合でも生保現業員の役割（介護抹助の適正チェックなど）は分かりづらいものとなっている。専門機関を整備し、特定の相談援助を依頼する程度であれば現行福祉事務所機能の強化、サービスの向上に繋がるものと思うが、費用の面では増加を伴うものにしなければ成立はしないものとする。他方では地域によっては人材の確保も問題となる。特に社会福祉士等の専門家の活用はもっと図られるべきと思うが弁護士、会計士レベルの社会的経済的地位を前提にしたものでなければ制度としての発展はないものとする。福祉事務所が保護の決定、給付に特化した場合、行政職としてはわかりやすいものになるだろうが、私自身仕事への魅力はなくなる。
53	福祉事務所の規模にもよるが、当市は5万人都市、3人のケースワーカーという状況で、専門性を持った部分での外部委託は効率的ではない。
54	プライバシーの問題に加え、ケースワーカーが一貫して生保業務を行なったほうが、より効率的なケースワークができる。
55	業務内容の一部を外部委託することは、かんばしいとは思わない。外部委託するのであれば全部。
56	日本国憲法において表記された「健康で文化的な最低限度の生活は国の責任(行政)において行なわれなければならない。
57	業務と一体として進める必要がある。
58	プライバシー保護の観点から外部委託は難しいのではないか。
59	大量の個人情報を扱う業務である。秘密性の高い業務である。 憲法に保障されている人権に係わる業務である。
60	プライバシーの問題。
61	生活保護により最低限度の生活を保障することは行政の責任である。また、プライバシーに深く関わる事態も多く、外部委託は困難と思われる。
62	個人のプライバシーに関することであり、公の機関が責任をもって対応すべきだと考える。
63	個人情報保護の徹底が困難。
64	流れの中で行う業務なので、その中の一部のみ委託するのは適当でない。ただし、役割分担を明確にして、相談・決定と、保護費の変更を専門にする職員を置くのは有効である。（ケースワーカーは自立に向けた処遇に専念できるため）

65	「生活保護法の解釈と運用」 「小山進次郎著」にあるように、生活保護の目的が最低生活の保障と自立の助長を目的の中に含めた理由を考えた場合、自立助長部分だけ切り離して外部委託するようなことは行うべきではない。真実の意味において生存権を保障するためには、最低生活の保障と自立の助長の両者を一体として行政機関が直接行うべきである。 ※生活保護法の解釈と運用 人をして人たるに値する存在たらしめるには、単に最低生活を維持させるということだけでは十分でない。およそ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を持つ。
66	プライバシーの保障。
67	生活保護法が古い法律である為、抜本的な改革が必要に思える。
68	被保護者のプライバシーを守ることが重要であり、民間委託はなじまいと思う。
69	秘密事項の件のほか、ケースに応じて調査項目等があり、画一的にはできない。
70	現行制度のままでは、悪用されるケースが多くなる。形式的面接、書類の審査が重視されて、実態把握がおろそかとなり不正受給が増え、規律の喪失、倫理観の欠如した状態が生じる可能性がある。
71	委託する費用を人員増の費用に使う方が良いと考える。
72	生活保護業務は、相談・申請受理から保護変更まで一本となっている。部分的に切り離しての外部委託はできないのではないかと不安である。
73	プライバシーの保護に関する問題を、公平、中立、適正な事務運営が難しいのではないかと。
74	個人のプライバシーがあり、公務員であれば秘密を守る義務があるが、民間に委託すると情報が漏洩する可能性がある。
75	国の機関委任事務のため。
76	個々のケースのプライバシーや守秘義務の徹底が困難となることが予想される。制度が悪用される恐れがある。個々のケースの問題点や課題・状況把握が困難となる。
77	外部委託によって、保護世帯の情報が流失する恐れがある。
78	各ケースの抱える問題は複雑であり、生活の全般に係わることなので、困難。個人情報を保護する為にも、外部への委託は難しい。
79	個人情報保護の立場から。
80	個別ケースごとに内容が違い、ケースのプライバシーが侵害される可能性があり、事務所としての相談援助機能が低下する。
81	なんの役に立つのか明確にして欲しい。
82	守秘義務違反、情報漏洩による個人情報の悪用の危険性が高まる。むしろ、他法、他施策の民間委託により、業務効率化が期待できると考える。(民間競争による社会ニーズの高い施設やサービスの増加)
83	生活保護の一部業務を委託した場合、受給者(ケース)に対する一貫した処遇が難しくなる。(全部委託は、行政権限の放棄で明らかに無理である。)
84	ケースワークは一連の流れであり、一部のみ外部委託するのは妥当ではなく効果も無い。全部委託するか全くしないかというならば、そもそも外部委託するのを感じない。行政の仕事だとして、仕事のあり方を考えていくべきだと思う。
85	組織的な運営として相談、アセスメント、サービス調整、就労支援等の機能強化、他機関等のネットワーク形成のための分業は可能だと思うし、せざるを得ないのではないかと。
86	国、自治体としての基本の仕事、まさに公務と考えるから。特に権力行政、指示・指導の仕事は公平性、プライバシー保護の視点からも委託は無理だと思う。保護を受ける立場からしてもやはり公務員だから信頼して個人的なことを相談できる。
87	委託の方向性は現在の財政状況から見て抗し難いものがあるが、受給者のプライバシーの点や実効性に疑問がある。行政が民間委託で動き出すと後戻りできないので、試行による実効性が検証できケースワーカーの負担減になるのであれば考えないこともない。

88	プライバシーの保護の観点から、外部委託は不安。また、家庭訪問による実態調査、面接、相談、指導と処置、保護の決定や変更は、統一性が必要で同じ人間がした方が良い。
89	個人情報の管理。本人の希望を除けば対応窓口は一つであるべき。(他機関との連携も基本的に担当ケースワーカー、市、経由すべき)。
90	来年より、就労支援と資産調査の業務について、非常勤が設置されることになっている。業務の分業によって、職員の負担が軽減されることを期待している。生活保護はあくまでも公的責任で行なわれるべきであり、民間に委任すべきではないと思っている。
91	生活保護法の理念である保護の国家責任、国民の請求権、最低生活の保障は公的な責任で施行されるべきであり、それゆえ社会福祉法では特別な機関をわざわざ設け、一定の人格を有するものがその業務にあたっている。業務を外部委託するには、根本的になじまない業務であるが、それとまったく反対に福祉事務所の内部に必要な人員、必要な専門性を有する人員を保証し、またはアウトソーシングを一部取り入れ、本来の理念や使命を果たすための実施体制の充実や実効性のある機能充実を図る方向性が生存権を保証する方策と考える。
92	被保護者や相談者のプライバシーが侵害される可能性が高い。
93	生活保護は国の責務であり、デリケートな問題、民間等外部委託には適さない。制度の悪用や、保護費のばらまきにも通じる。業務については、複雑に絡み合っているため、この部分は委託できるといえるものがない。保護の変更については場合によっては可能かもしれないが、連絡業務があれば業務量は変わらない。(事務費が増えるだけ)
94	生活保護業務は本来全て行政が行なうべきものとする。専門的知識・技術が要求され、守秘義務も強く求められている。どうしても職員でカバーできない場合は民間委託ではなく、福祉事務所OB・嘱託職員などを活用する。
95	生活保護業務はその業務の内容から、行政機関が行うべき。
96	憲法の理念に基づき、最低生活の保障、自立助長を支援することは、国及び地方自治体の責務と思う。またその業務に携わる者は、身分保障のある公務員が適切と考える。
97	生活保護決定に必要な内容は、内容的にデリケートな内容であり、内部での業務分担は出来るかもしれないが、外部委託は難しいと思われ、個人情報の管理も問題があると思われる。民間に委託したことで問題が起きても、それは民間で起きたことと、責任について追わなくてもよいとでも考えているのか。
98	ケース処遇、決定に際し対象世帯の状況を全般的に見渡せる職種はほかにないと思う。調査、判断について外部委託すれば、調査、判断をしたものの力量にばらつきが出た際、情報を受け取る側は情報の価値を確かなものと思えなくなってしまう。委託先の職員が役所の職員より習熟が早かったり効率がよかったりする根拠がわからない。役所でも不人気なのに給与の安い外部に委託して、被保護者の権利を守るセンスは維持できるだろうか。
99	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑多様な問題を抱えている人たちに、他の専門職と連携し援助して行くことや、緊急対応、介入あるいは脅かしなどに柔軟に責任を持って対応していられるのは、公務員という身分と組織のバックがあるから可能。 ・プライバシー保護の点で、情報を民間人にも流すことになり、問題を感じる。
100	ケースワーカーはケースから色々な相談を受け、密接にかかわっているので、どの業務も外部委託できない。もし、外部委託にするのであれば、すべてを外部委託するしかない。
101	相談者のプライバシー保護が必要。
102	ケースのプライバシーが守れなくなる恐れがある。責任の所在が不明確となる恐れがある。地区の生活状況や実態を、福祉事務所側が把握しづらくなる。保護の実施に、地区や担当による差が生じやすくなる。
103	個人情報保護の観点から委託は望ましくない。
104	要保護者はあくまでも行政に対して、保護申請を行っており、当然行政が保護の決定を行うものである。生活保護業務の流れの中で、一部を民間委託するといってもプライバシーの問題等もあり、現状では難しいと思われる。

105	プライバシーが筒抜けになるのではないか。
106	相談者及び被保護者との信頼関係と守秘義務。
107	どの業務も、そのケースを理解、把握するために必要なもので、実際に担当することでケース処遇し、生かしていける。被保護者との信頼関係づくりは、最初の相談を受けた時から始まっている。
108	本来国が実施すべきことで、市が事務を行うことではないと考える。
109	生活保護業務は、被保護者の状況を常に的確に把握し、それを保護の決定に結びつけなければならないものである。(委託することにより、意思の疎通を欠き把握漏れ等が生じ、適切な決定ができなくなる恐れがある。)
110	保護受給者、申請者の状況、ニーズ、課題の多様化、更に不安定さも顕著で常に世帯全体像、状況の変化を捉えた保護全般の対応、手続きが必要と考える。官民分業による対応では、常に統一、系統的な処遇が困難と思われる。また、現段階で保護全業務を民間委託することは、業務の根幹が公的扶助にあること、守秘義務、課題解決の困難などから妥当とは思われず、国民的な理解にも抵抗が多いと思われる。
111	個人のプライバシー保護の為の監督が難しいと思われる。保護の要否判定の基準ラインを引くことが難しく、事務的に判定を下すことができない。一部を外部委託し業務を分担すると、見落とし誤認が発生し、自立の助長の妨げとなる。
112	一部の業務を取り出すことができないため、1~7の業務はトータルで実施すべきだと考える。
113	プライバシーにかかわる問題が多い。
114	設問16における問題点が考えられ、外部委託は困難であると思われる。
115	プライバシーに関すること、合理化による貧困者の切捨て、制度の悪用が考えられる。
116	単なるプライバシーの問題ではなく、生活費を支給される事は、被保護者にとって重大であり、生活全体への影響が多大である。指導などの保護決定権が濫用されても、拒否できる可能性は低く、被保護者が虐げられる虞がある。保護業務に携わる機関が増すと、保護申請を止める効果が発生すると考える。
117	個々のケースが一樣ではなく、その場その場で特有の判断が必要である。プライバシーの問題、委託することで、委託先との連携が必要となり、容保護者の実態把握にズレが生じる可能性がある。
118	実際に外部委託をしていないので何とも言えないところだが、現在行っているケースワークの中で、ケースのことを把握し、自立のための援助をしていくには、全て担当が行うべきであり、その中でケースの自立となる鍵を探していくべきと考える。総てを理解した中での総合的な判断で処遇方針、訪問があると思うので一連の業務として考えている。
119	厚生労働省直轄事業とし、全国統一的な見地で生活保護法を国の責任で行えば、更に公平性は増すと思う。
120	確かに福祉業務経験のない一般行政職が、ケースワーカーに配属されるデメリットは、現状ではいがめないが、福祉事務所は地域の相談機関として生保以外の相談援助業務に当たることも多く、逆に生保を外部委託することで、ケースワーカーとしての技能向上ができなくなることのデメリットのほうが問題だと思う。(現場経験の有無については、福祉資格職の積極的採用によることで解決できると思う。)
121	国の責任で実施すべきだと考える。
122	一部の業務は外部委託できると思うが、ケース数が比較的少ない現状から考えると、逆に非効率と思われる。
123	民間業務に馴染む業務が無い。
124	業務の質から、外部委託すべきものではない。一部のみ外部委託についても、総合的に考慮しなくてはならないので、ふさわしくない。
125	個人の情報に深く入り込むことが必要。